

保険料の決まり方

保険料は加入者数や前年の所得をもとに算出されます。40歳以上65歳未満の方は医療分・後期高齢者支援金分に加えて介護分の保険料を納めます。保険料は毎年6月上旬に納入通知書でお知らせします。

40歳未満の方

医療分・後期高齢者支援金分の保険料を納めます。介護分の負担はありません。

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)

医療分・後期高齢者支援金分(=国保の保険料)と介護分(=介護保険料)を別々に納めます(介護保険料は原則として年金から天引きされます)。

保険料



※年度途中で75歳になる場合は、75歳の誕生月の前月までの月割りで保険料を計算し、その保険料を10期で期割します。ただし75歳になる方のみの世帯は、75歳の誕生月の前月までの保険料を75歳の誕生月まで期割します。

保険料はそれぞれ最高限度額が定められています。
(参考:令和6年度 医療分65万円 後期高齢者支援金分24万円 介護分17万円)

保険料

40歳以上65歳未満の方(介護保険の第2号被保険者)

医療分・後期高齢者支援金分に介護分を合わせて、ひとつの保険料として納めます。

保険料



※年度途中で65歳になる場合は、65歳の誕生月の前月までの月割りで介護分の保険料を計算し、その保険料を10期で期割します。

※医療分・後期高齢者支援金分の計算は、40歳未満の方と同じです。

所得割額の決め方

$$\text{世帯員Aさんの総所得等} - 43\text{万円} \rightarrow \text{合計額} \times \text{所得割率} = \text{所得割額}$$
$$\text{世帯員Bさんの総所得等} - 43\text{万円}$$

※雇用保険、遺族年金、障害年金等の非課税所得は所得割額の算出には適用されません。

※事業主が事業専従者に支払った事業専従者給与額及び事業専従者控除額は、適用後の金額で所得割額を算出します。ただし、均等割額と平等割額の軽減割合の判定は適用前の金額となります。

※長期・短期譲渡所得の特別控除は、適用後の金額で所得割額を算出します。ただし、均等割額と平等割額の軽減割合の判定は適用前の金額となります。

※繰越純損失等があった場合は、適用後の金額で所得割額を算出します。

※退職所得以外の分離課税の所得金額も総所得等に含まれます。

年度途中で加入・脱退する場合は、月割りで計算します。

保険料

保険料

保険料を納めるとき

■保険料の納期

第1期	6月1日から同月末日まで	第6期	11月1日から同月末日まで
第2期	7月1日から同月末日まで	第7期	12月1日から同月28日まで
第3期	8月1日から同月末日まで	第8期	1月1日から同月末日まで
第4期	9月1日から同月末日まで	第9期	2月1日から同月末日まで
第5期	10月1日から同月末日まで	第10期	3月1日から同月末日まで

※納期の末日が土曜日・日曜日・休日のときは、その翌開庁日が納期限となります。

■納める場所

- 1 みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、福岡ひびき信用金庫、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、広島銀行、伊予銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、肥後銀行、大分銀行、もみじ銀行、福岡中央銀行、豊和銀行、南日本銀行、遠賀信用金庫、横浜幸銀信用組合、九州労働金庫、及び北九州農業協同組合の国内に所在する店舗
- 2 九州内(沖縄県を除く)のゆうちょ銀行又は郵便局
- 3 朝銀西信用組合の市内に所在する店舗
- 4 西京銀行の山口県内に所在する店舗
- 5 市・区役所内の銀行派出所及び区役所の出張所(閉庁日は利用できません)

保険料の納付義務者は世帯主

国保では、原則として、住民票上の世帯主が国保の世帯主となり、保険料の納付義務を負うことになります。これは住民票上の世帯主が社会保険などの加入者である場合でも同様です(このような国保世帯主を擬制世帯主といいます)。擬制世帯主分の国保の保険料はかかりませんが、均等割額、平等割額の軽減割合の判定や減免申請の際には、その所得も計算基礎に含まれます。



コンビニエンスストア等で国民健康保険料が払えます

コンビニエンスストア等の全国各店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、MMK設置店

■領収証書とレシートは納付を証明する大事な書類ですので大切に保管してください。

スマホ決済アプリ(納付書のバーコードを読み取ってキャッシュレス支払い)

PayB、楽天銀行、LINE Pay、PayPay、銀行Pay、au PAY



詳しくは
ホームページで

- 一度の申込みで継続的に納付ができるものではありません。
- インターネット接続費用やパケット代は利用者負担になります。
- 北九州市から領収証書は発行されません。

クレジットカード(「北九州市 納付サイト」からキャッシュレス支払い)

VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners Club



詳しくは
ホームページで

- 納付額に応じてシステム手数料がかかります。
- 一度の申込みで継続的に納付ができるものではありません。
- 指定納付期限当日は午後11時30分以降、利用できません。
- インターネット接続費用やパケット代は利用者負担になります。
- 北九州市から領収証書は発行されません。

(その他の注意事項)

- バーコードの印字がない納付書や金額を訂正した納付書、破損や汚損などでバーコードを読み取ることができない納付書は利用できません。
- 金額が30万円を超える場合は納付できません。
- 指定納付期限が過ぎた場合は利用できません。
- コンビニエンスストア等で納付してから市が納付を確認できるまでに15日程度かかりますので、あらかじめご了承ください。
- 二重納付を防止するために支払済みの納付書に納付日をメモして保管してください。

保険料の納付は便利で確実な口座振替で

普通徴収の保険料の納付は、原則口座振替とされています。日頃忙しい方や不在がちな方も、金融機関に行く手間がはぶけ、納め忘れもありません。

振替日 6月から翌年3月の各月末日(12月は28日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)

申込み 金融機関にある申込み用紙または区役所の国保年金課にある申込みハガキでお申込みください。

振替開始 「口座振替開始のお知らせ」ハガキでご連絡します。それまでは今までどおりの方法で納めてください。(口座振替の開始は、申込みから2~3か月程度かかります。)

金融機関のキャッシュカードで手続きができます

以下の金融機関口座であれば、住所地の区役所窓口にキャッシュカードと納入通知書などの保険証番号がわかるもの、または保険証をお持ちいただき申込書の記入と暗証番号の入力をするだけで、口座振替申込みができます。

みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、福岡ひびき信用金庫、北九州農業協同組合、ゆうちょ銀行

Web口座振替受付サービスによる申込みができます

申込書の記入や印押が不要で、銀行窓口に出向く必要がなく、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて申込みができます。

福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、肥後銀行、大分銀行、豊和銀行、南日本銀行、西京銀行、広島銀行、もみじ銀行、伊予銀行、福岡ひびき信用金庫、ゆうちょ銀行



詳しくは
ホームページで

納付済額のお知らせ

国民健康保険料をお支払いいただいた納付義務者の方へ毎年2月上旬までに、前年中(1月1日から12月31日まで)に納付された保険料の合計額を記載した「納付済額のお知らせ」を発送します。
※保険料の還付金等があった場合は、その調整後の金額でお知らせします。
※納付された保険料は全額、所得税及び住民税の控除対象となります。申告に使用できますので、領収証書やお知らせは大切に保管してください。

国民健康保険料の特別徴収(年金天引き)について

特別徴収とは

世帯主が受給している年金(老齢・退職・障害・遺族年金等)から保険料を納めていただく方法です。

特別徴収になる世帯

以下の要件を全て満たす世帯が対象となります。

- 世帯の国民健康保険加入者が全員65歳以上75歳未満の方であること
- 世帯主の方が国民健康保険の被保険者で年額18万円以上の年金を受給されていること
- 世帯主の方が介護保険料の特別徴収対象者で、同一の月に徴収されると見込まれる介護保険料と国民健康保険料の合算額が、当該月に支払われる特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超えないこと

※特別徴収の国民健康保険料の金額は7月中旬以降にお知らせします。

※要件に該当し、新たに特別徴収の対象となった方には、7月中旬以降に改めて徴収方法の変更をお知らせする納入(変更)通知書が届きます。

年金から特別徴収された場合の社会保険料控除について

特別徴収された国民健康保険料は、口座振替や納付書納付の場合と同じく、所得税等の申告の際に社会保険料控除の対象になります。

ただし、特別徴収された保険料は、年金受給者である世帯主の方の社会保険料控除に限定され、世帯内で社会保険料控除の適用関係を変えることができなくなります。

世帯主本人以外の方が保険料を支払っている場合、納付方法を世帯の保険料を実際に支払っている方名義の預金口座からの口座振替に変更すれば、その方に控除を適用することができます。

※保険料を口座振替で納付されている世帯は特別徴収の対象外です。

(口座振替へ変更されても納付回数は今までどおり10回です。)